

令和7年度 研究中断からの復帰支援制度に関する要領

1. 目 的

山形大学（以下「本学」という。）に勤務する研究者が、妊娠・出産・育児・介護のライフイベントにより、やむを得ず研究中断した場合において、中断からの復帰を円滑に進めるための研究費支援を行い、研究者の継続的な育成や多様な研究環境を実現することを目的とする。

2. 支援対象者

支援の対象となるのは、本学に勤務する国立大学法人山形大学職員人事規程別表に掲げる職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、研究専任教授、研究専任准教授、研究専任助教、特任研究員、医員（年俸制の者に限る。）で、次に掲げる事項に該当し、ダイバーシティ推進室長が認めた者とする。

- ① 妊娠・出産・育児・介護のライフイベントのために通算3ヶ月以上研究活動を中断し、当該研究活動中断から職務復帰した者
- ② 研究活動中断から復帰したのが、令和6年4月1日以降である者（令和7年度中の復帰を含める）
ただし、令和6年度までにおいて既に申請・採択となっている場合には申請できないものとする

3. 支援対象者の決定

支援対象者の決定については、募集期間内に提出された研究費支援申請書に基づいて審査し、ダイバーシティ推進室長が決定する。

4. 支援額

10万円とする。

5. 申請回数

1つのライフイベントによる研究活動中断からの職務復帰につき、申請は1回とする。
ただし、研究活動中断期間が3ヶ月に満たない場合は、研究中断対象期間内であれば複数のライフイベントの合算でもよい。

なお、研究活動中断期間は、次の計算方法とする。

- ① 研究活動中断期間に間断がない場合
研究活動中断開始日を起算日とし、各応当日の前日毎に1ヶ月とする
- ② 研究活動中断期間が1ヶ月に満たない場合
30日を以て1ヶ月とする

6. 募集

本制度の研究支援を受けようとする者は、ダイバーシティ推進室長に「研究費支援申請書」及び「母子健康手帳又は要介護・要支援認定の写し」等、研究活動を中断した事由を証明する書類を提出（電子申請）する。募集期間は4～12月末日の期間とする。

7. 支援実績報告書の提出

支援を受けた研究者は、支援を受けたことによる研究成果等を「研究費支援実績報告書」により、支援を受けた年度の翌年度の4月末日まで（休日の場合は前日まで）にダイバーシティ推進室長に提出（電子申請）する。